

# 三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成24年5月30日 午前9時30分

場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

## 会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画について
- 議第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議第 3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議第 4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議第 5号 平成24年度三条市農業委員会事業計画（案）について
- 議第 6号 農業委員会委員の辞任同意願いについて

## 報告事項

- 報第 1号 第1調査部会の調査結果報告について
- 報第 2号 あっせん譲受等候補者名簿の登載について
- 報第 3号 正副部会長会議の結果報告について
- 報第 4号 農地法第18条第6項の解約通知について
- 報第 5号 基盤強化法の解約通知について
- 報第 6号 農地潰廃通報について

## その他

## 出席委員 34名

- |                |                |
|----------------|----------------|
| 1番 大 桃 伸 之 委員  | 2番 鶴 卷 純 一 委員  |
| 3番 清 水 栄 委員    | 5番 熊 倉 睦 委員    |
| 6番 捧 譽 委員      | 7番 阿 部 眞佐雄 委員  |
| 8番 刈 屋 一 夫 委員  | 9番 佐 藤 満 委員    |
| 10番 金 子 純 一 委員 | 11番 内 山 清 委員   |
| 12番 大 竹 一 雄 委員 | 13番 武 石 栄 二 委員 |
| 14番 村 山 佐喜雄 委員 | 15番 山ノ内 正 委員   |
| 16番 大 竹 正 信 委員 | 17番 廣 川 哲 也 委員 |
| 18番 田 邊 稔 委員   | 19番 五十嵐 俊 雄 委員 |
| 20番 坂 井 和 弘 委員 | 21番 森 山 昭 委員   |
| 22番 野 水 敏 秋 委員 | 23番 野 崎 文 夫 委員 |
| 24番 高 山 博 委員   | 25番 佐 藤 裕 雄 委員 |
| 26番 阿 部 新一郎 委員 | 27番 星 野 英 治 委員 |
| 28番 藤 田 吉 則 委員 | 29番 渡 邊 一 英 委員 |

30番	原 正利	委員	31番	小 師 勉	委員
32番	目 黒 伸 一	委員	33番	山 田 佳 典	委員
34番	蒲 澤 正	委員	35番	小 林 六 一	委員

欠席委員 1名

4番 村 井 善一郎 委員

職務のため出席した事務局職員

事務局 長	大 坂 純 司
事務局 次 長	渡 邊 博 之
経営基盤係副参事	麦 倉 政 勝
農地係 主任	堀 江 定 昭

午前9時30分 開会及び開議

議長（野崎会長）

定刻になりましたので、これより5月の定例総会を開催したいと思います。

改めましておはようございます。5月1日の日に、市長が招集された互選会において新しい体制となり、それぞれの所属調査部会が決定し、18日に第1回の正副部会長が、また5月25日に第1回第1調査部会が行われ、三条市農業委員会が5月から出発したわけですが、皆さんにおかれましては大変お忙しい中、ご参集いただき、まことにありがとうございました。

そしてまた、ほぼ田植えが完了したかと思うのですが、今、水田管理がやられている最中だと思うのですが、一部の下田地区の奥の農地ではまだ代かきあるいは田植えが行われているという情報も入っております。ちなみに、私はまだ田植えが終わっておりません。

それで、ことしはご存じのとおり、気候的に暑くなったり寒くなったりする気候の変動が大変激しい5月でしたが、今後、作物の管理に大きく影響出るのでないかなと思っているわけですので、徹底的に管理していただければなと思っている次第でございます。

そして、先般5月16日に県央農業振興会議の通常総会が行われました。その中で新しい役員体制が生まれ、今まで三条市長さんが会長を務めておられましたが、今期で終わりということで弥彦の村長さんが会長となり、そして私が副会長、そしてJAにいがた南蒲の吉田組合長が副会長、そして参事には燕市の農業委員会長と、それからNOSA I 中越の代表理事である高山委員から幹事をやっていただくことになりました。それを報告いたします。

その席で一番問題になったのは、やはり災害で、去年福島豪雨の災害のをどういうふうに復旧していくかという話が県から説明がございました。とにかく金を問わずに、早急に下田地域を重点的に復旧していただきたいということを私から言ったわけござい

ますし、そしてまた、市長からもそういう要請が県のほうへ話を出されました。

そしてまた、18日には県の農業会議の常任委員会が行われ、そのときにも災害の話が出ました。県は、これからもし災害が起きた場合、早急に対応できる体制をつくっていききたいという話で説明受けたんですが、私のほうから、今現実化していくという形の中で、これからではなくて、早急に農家のケアをやっていただきたいということでお願いしてきたわけでございます。ことしより県は、県の職員だけでなく、民間からも応援を受けまして、そういったような人たちから現場へ出向いて、状況を把握した中で確認しておるといふ形をとる体制をとっております。

それで、きょうは農林課の大山課長さんより農林関係の予算が総会終了後、説明がございまして、よろしくお願ひ申し上げまして、簡単ですが、私のあいさつといたします。

それでは、出席状況を申し上げます。定員35名のところ、現在員35名、出席34名、欠席1名で会議は成立いたします。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名いたします。2番、鶴巻純一委員、34番、蒲澤正委員を指名いたしますので、よろしくお願ひします。

議長（野崎会長）

それでは、早速議事に入ります。

議第1号『農用地利用集積計画について』を議題といたします。

事務局、説明願ひます。

事務局（大坂事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、2ページにありますように、新規設定4件、3万1,708.34㎡、再設定はゼロ件であります。合計は4件、3万1,708.34㎡であります。

戻りまして1ページをごらんいただきたいと思ひます。議案中の43番一1は、福島新田の農地4筆、1万1,698㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

44番は、新屋ほかの農地23筆、1万5,277.34㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

45番は、金子新田の農地1筆、3,297㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。

46番は、新屋の農地3筆、1,436㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

3ページの43一2につきましては、農地利用集積円滑化事業で新規により10年間利用権設定するもので、議案中の枝番1番と枝番2番は連動しておりますので、そのようにごらんいただきたいと思ひます。

なお、いずれも申請人の書類確認及び経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上であります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に先日調査部会で調査いただいておりますので、その結果を報告いたします。

第1調査部会長は、坂井代理の隣に着席願います。

第1調査部会長（14番村山佐喜雄委員）

おはようございます。今回から第1調査部会長を務めさせていただきます村山です。

それでは、第1調査部会の調査結果についてご報告いたします。

第1調査部会では、5月25日午後3時から厚生福祉会館第2集会室におきまして、部会員と野崎会長、坂井会長代理出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午後5時20分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画について』は、新規設定4件、再設定ゼロ件、所有権移転ゼロ件、合計件数にして4件、面積にして3万1,708.34㎡で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、いずれも経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。なお、委員の質問等の発言については挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言お願いいたします。何か皆さん、ご質問ございますでしょうか。

ご発言がないようですので、お諮りいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

それでは、議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』ご説明申し上げ

ます。

今月の申請は、6ページにありますように、競落報告分を含め7件の申請で、4万117㎡となっております。

それでは、戻りまして4ページの10番から順にご説明を申し上げます。

10番は、籠場地内の農地1筆、82㎡を譲受人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約188万円であります。

11番は、楯山地内の農地1筆、1,956㎡を譲受人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約41万円であります。

12番は、中浦地内の農地33筆、1万2,970㎡を譲受人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり9万円であります。

13番は、籠場地内の農地1筆、922㎡を売渡人が経営の若返りを図るため、同一世帯内後継者に贈与するものであります。

14番は、葎谷地内の農地15筆、9,686㎡を譲受人が相手方の要望により、贈与により取得するものであります。

15番は、代官島地内の農地20筆、1万3,530㎡を譲渡人が経営の若返りを図るため、設定した使用貸借契約の期間が満了するため、同一世帯内後継者が20年間使用貸借権を再設定するものであります。

以上6件が今月の申請分であります。

また、競落報告が1件あります。

16番は、西本成寺1丁目地内農地2筆、971㎡を譲受人が経営規模拡大を図るため、競落により取得したものであります。価格は、10a当たり約570万円であります。また、本件は3月総会の附帯決議により、4月18日付で許可済みであります。

なお、いずれも申請人の書類及び現地確認、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離、下限面積を超えていることなどから、許可要件をすべて満たしております。

以上であります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告願います。

第1調査部会長（14番村山佐喜雄委員）

議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』は、売買によるもの3件、贈与によるもの2件、使用貸借によるもの1件、合計件数で6件、面積にして3万9,146㎡で、現地調査を含む書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、いずれも譲受人の経営面積や機械、労働力、技術、通作距離、下限面積などの許可要件をすべて満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、競落による報告分として1件、971㎡の報告がありました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言願います。

発言がないようですので、お諮りいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第3号『農地法第4条の規定による許可申請について』議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

それでは、議第3号『農地法第4条の規定による許可申請について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、7ページにありますように2件の申請で、計1,282㎡であります。

議案中の4番は、西裏館3丁目地内の農地1筆、943㎡を共同住宅2棟16室、駐車場16台の建設の用地に利用したいものです。場所につきましては、第三中学校の北側で、第二産業道路から約250m付近であります。農用地区分は第3種農地に該当しております。

5番は、荒町2丁目地内の農地1筆、339㎡を貸し駐車場25台分として利用したいものです。場所につきましては、体育文化センターの西側で、第一産業道路から約200m付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

なお、いずれも申請人の書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件をすべて満たしております。

以上であります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告願います。

第1調査部会長（14番村山佐喜雄委員）

議第3号『農地法第4条の規定による許可申請について』は、件数にして2件、面積にして1,282㎡で、書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第4号『農地法第5条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

それでは、議第4号『農地法第5条の規定による許可申請について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、12ページにありますように23件の申請でございます。合計1万5,286.62㎡でございます。この合計面積には、6番の取消し案件の面積は含まれておりませんので、よろしく願いいたします。

それでは、戻りまして8ページの6番から順にご説明をいたします。

6番は、西本成寺2丁目地内で、平成9年7月23日付で5条許可を受けた露天資材置場1筆、568㎡の許可を取消し、農地に還元したいものです。場所につきましては、西本成寺地内の市道西本成寺西大崎線から約200m南側の付近でございます。

7番は、井栗1丁目地内の農地1筆、99㎡を売買により取得し、駐車場5台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約3万円であります。場所につきましては、井栗集落内の福楽寺付近で、第3種農地に該当しております。

8番は、西中地内の農地1筆で、12㎡を売買により取得し、通路、水路用地に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり3万2,000円であります。場所につきましては、東本成寺集落開発センター東側約100m付近の西中集落内で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

9番は、月岡1丁目地内の農地2筆で、914㎡を賃借権設定により、診療所1棟、駐車場18台の用地として利用したいものです。場所につきましては、市道西本成寺西大崎線沿いで、水野内科クリニック隣接地でございます。農用地区分は第3種農地に該当しております。

10番は、上須頃地内の農地1筆、127㎡を売買により取得し、駐車場4台分の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万2,200円であ

ります。場所につきましては、北陸自動車道の西側で約150m付近の上須頃集落内でございます。農用地区分は第3種農地に該当しております。

11番は、直江町4丁目地内の農地1筆、1,997㎡を売買により取得し、宅地造成9区画の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約6,000円であります。場所につきましては、旧斎場の西側200m付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

12番は、山王地内の農地1筆、174㎡を売買により取得し、車庫1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約6,000円であります。場所につきましては、帯織郵便局の南側500m付近で、山王集落内でございます。農用地区分は第3種農地に該当しております。

13番は、中野原地内の農地1筆、331㎡を売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約3,000円であります。場所につきましては、笹岡小学校東側100m付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

14番は、西裏館3丁目ほか地内の農地9筆、4,577㎡を売買により取得し、宅地造成22区画の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万1,000円あります。場所につきましては、レディースクリック石黒の北側隣接地で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

15番は、大沢地内の農地1筆、425㎡を賃借権設定により、移動通信基地局新設工事に伴う仮設用地として、平成24年6月20日から平成24年12月19日まで、一時転用地として利用したいものです。場所につきましては、原上集落と大沢集落内の中間付近で、市道飯田原二日町線と市道大沢線の交差点に隣接しております。農用地区分は農用地区域に該当しております。

16番は、中浦地内の農地2筆、448㎡を賃借権設定により、移動通信基地局新設工事に伴う仮設用地として、平成24年6月20日から平成24年12月19日まで、一時転用地として利用したいものです。場所につきましては、中浦集落開発センターの南側で、農用地区分は農用地区域に該当しております。

17番は、荒沢地内の農地1筆、220㎡を賃借権設定により、移動通信基地局新設工事に伴う仮設用地として、平成24年6月20日から平成24年12月19日まで、一時転用地として利用したいものです。場所につきましては、荒沢集落内の主要地方道長岡栃尾巻線沿いで、農用地区分は第2種農地に該当しております。

18番は、笠堀地内の農地1筆、220㎡を賃借権設定により、移動通信基地局新設工事に伴う仮設用地として、平成24年6月20日から平成24年12月19日まで、一時転用地として利用したいものです。場所につきましては、笠堀集落内の国道289号線沿いで、農用地区分は農用地区域に該当しております。

19番は、牛野尾地内の農地1筆、440㎡を賃借権設定により、移動通信基地局新設工事に伴う仮設用地として、平成24年6月20日から平成24年12月19日まで、一時転用地として利用したいものです。場所につきましては、牛野尾集落内の県道鞍掛

八木向線沿いで、農用地区分は農用地区域に該当しております。

20番は、西中地内の農地3筆、769㎡を売買により取得し、共同住宅1棟8世帯分及び駐車場14台分の用地に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約9,000円であります。場所につきましては、本成寺中学校南側隣接地で、第3種農地に該当しております。

21番は、代官島地内の農地3筆、2,729㎡を売買により取得し、倉庫用地に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約8,000円であります。場所につきましては、代官島集落内の県道塚野目代官島線から南側で、第2種農地に該当しております。

22番は、安代地内の農地1筆、51㎡を売買により取得し、倉庫敷地拡張用地に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約1万8,000円あります。場所につきましては、JR信越線安代踏切の西側で、第2種農地に該当しております。

23番は、牛ヶ島地内の農地1筆、252㎡を使用貸借権設定により、住宅1棟用地として利用したいものです。場所につきましては、牛ヶ島集落の南側で天満宮神社付近であります。農用地区分は第3種農地に該当しております。

24番は、井栗1丁目地内の農地2筆、213㎡を売買により取得し、住宅1棟の建設用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約3万1,000円あります。場所につきましては、井栗集落内の福楽寺付近で、第3種農地に該当しております。

25番は、西中地内の農地1筆で、108㎡を売買により取得し、住宅1棟の建設用地に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約1万8,000円あります。場所につきましては、東本成寺集落開発センターの東側100m付近で、西中集落内にあります。農用地区分は第3種農地に該当しております。

26番は、桜木町地内の農地1筆で、231㎡を売買により取得し、住宅1棟、駐車場2台の建設用地に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約5万2,000円あります。場所につきましては、南小学校西側付近の住宅地域で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

27番は、猪子場新田地内の農地2筆で、491㎡を売買により取得し、住宅1棟、駐車場2台の建設用地に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約8,000円あります。場所につきましては、国道8号線と県道坂井猪子場新田線間の住宅地域で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

28番は、猪子場新田地内の農地3筆で、498.62㎡を売買により取得し、住宅1棟、駐車場3台の建設用地に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約8,000円あります。場所につきましては、国道8号線と県道坂井猪子場新田線間の住宅地域で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

なお、いずれも申請人の書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件をすべて満たしております。

以上であります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告願います。

第1調査部会長（14番村山佐喜雄委員）

議第4号『農地法第5条の規定による許可申請について』は、取消し申請を1件含む件数にして23件、面積にして1万5,286.62㎡で、番号で11番、14番、21番の3カ所の現地調査を含む書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

それでは、第1調査部会長は自席へお戻りください。ご苦労さまでした。

議長（野崎会長）

続きまして、議第5号『平成24年度三条市農業委員会事業計画（案）について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

それでは、議第5号『平成24年度三条市農業委員会事業計画（案）について』ご説明申し上げます。

13ページをごらん願います。平成24年度三条市農業委員会事業計画（案）につきましては、4月20日開催の正副部会長会議において了承された案件であります。

それでは、朗読して説明にかえさせていただきます。

平成24年度三条市農業委員会事業計画（案）

## I 基本方針

海外経済の減速や円高の影響など、長引く経済的不況の中で生産構造の脆弱化・雇用の減少などの課題が年々厳しさを増しているが、さらに東日本大震災による電力供給の制約や原子力災害などの影響により、経済の先行きは極めて不透明である。

農業を取り巻く情勢は、世界的な天候不順や新興国の需要増加などによる食料価格の顕著な高騰で、食料不安が危惧されているが、わが国の食料自給率は低率で推移している。このような中で、国では昨年11月にTPP交渉へ参加の意向を表明し、参加合意に向け協議を進めているが、このまま実行に移されれば、わが国の農業が壊滅的被害を受けるばかりか、国家の基盤となる地域経済や地域社会の崩壊に発展しかねない。また、わが国の農業の現状をみると、農業従事者の減少・高齢化、担い手不足、耕作放棄地が増加等の問題が深刻化し、農村機能が疲弊化しつつあり、地域社会としての農村を取り巻く環境は一段と厳しさを増している。

これらの問題点を解決するため、平成21年に農地の効率的な利用促進を目的としたものに改めるべく農地法が改正され、また平成22年に「食料・農業・農村基本計画」の見直しで食料自給率50%の達成を目指すため、食料の安定供給の確保、農業の持続的発展、農村の振興等の施策が再構築され、さらに昨年には「高いレベルの経済連携と食料自給率の向上や持続可能な力強い農業を育てるための対策を講じる」ことを目的に農林漁業再生実現に向けた行動計画が示され、これらは今後、国の農業のあり方を方向付けるものである。

農業委員会系統組織としては、農業者を初めとして多方面にわたり、新制度の内容を周知するとともに、従前に増した役割、責務を的確に講じていくことが重要になっている。

三条市においては、食育の推進と農業の振興に関する条例の制定により、今後、他産業との連携による農産物の高付加価値化や販路開拓、食育推進などに力を入れ、産業として成り立つ農業の確立を目指すために、早急に取り組まなければならない課題がある。

これら当面する農政課題等に対して、農業委員会系統組織や関係機関と連携強化を図りながら、具体的な成果の確保に向けた実践活動を着実に推進して行く必要がある。また、農地転用許可事務などの権限委譲を県から受けて、さらに農地法の改正により、農地転用規制が強化されたことから、一層の慎重審査が求められる。

三条市農業委員会は、「農業委員会等に関する法律」に規定する所掌事務を遂行することは勿論のこと、農業者の公的代表機関として、現場重視の建議・提案・要請活動の取り組みや「目に見える活動」「実効を確保する活動」を強化するとともに、農業生産力の発展及び農業経営の合理化、農業所得の拡大による農業者の地位向上に寄与していくことを基本方針として本年度も活動する。

## II 事業計画

### 1 会議関係

- |             |                     |
|-------------|---------------------|
| (1) 定例総会    | 毎月1回開催              |
| (2) 臨時総会    | 必要に応じて開催            |
| (3) 調査部会    | 定例は毎月1回、その他必要に応じて開催 |
| (4) 正副部会長会議 | 必要に応じて開催            |
| (5) 農政対策部会  | ”                   |
| (6) 特別調査部会  | ”                   |

- (7) 作況調査検討会 1 回開催
- (8) 和解の仲介委員会 必要に応じて開催

## 2 研修会・講演会の開催

- (1) 南蒲原農業委員会協議会と共催で、農政・消費問題等の講演会を開催する。
- (2) 定例総会終了後、必要に応じ委員研修会を実施する。

## 3 視察研修関係

農業委員会活動の活性化に資するため、次により視察研修を実施する。

- (1) 委員研修（1泊2日） 1 回
- (2) 県内1日研修 1 回
- (3) 正副部長研修 1 回

## 4 的確な農地行政と構造政策の推進

農地転用などの権限委譲や転用規制見直しなどから一層の慎重審査を行う。また、農業生産条件を整備し、生産性の高い農業経営の実現や農用地を有効利用するため、適正な農地行政を推進し、農用地の多面的な利活用と併せて優良農地確保を図る活動を次のとおり行う。

- (1) 調査部会、定例総会における農地の権利移動案件の意見決定に当たっての慎重審査
- (2) 農地転用案件の意見決定に当たっては、農家及び市勢の発展など総合的判断のうえでの精査（平成21年4月から県知事より権限委譲あり）
- (3) 無断転用防止と遊休農地（耕作放棄地）防止・解消に向けた活動
- (4) 農地政策見直しに対して、農地制度の根幹の維持を求める活動

## 5 農政対策の推進

農業所得の向上や農家経済の安定のため、系統組織等と連携を取った次の運動を実施する。

- (1) 農業者の立場に立った建議、意見公表、要望活動の実施
- (2) 新しい農政改革三対策への適確な対応
- (3) 農林関係予算の確保対策
- (4) 担い手（法人）確保・育成に向けた取組
- (5) 環境にやさしい農業と安全・安心な農業の振興
- (6) 地産地消活動及び食農教育の推進
- (7) 農産物の付加価値向上に関する取組
- (8) その他必要な取組

## 6 農地銀行活動事業の充実

経営規模拡大を志向する意欲ある農業者のため、農地銀行活動事業をより一層充実する。特に新規の利用権設定のための掘起しや相談活動を強化するものとする。

## 7 啓発活動の充実

農業委員会だより編集強化など啓発活動の充実に努める。

## 8 農業者年金業務の推進

農業者年金業務を適正かつ円滑に推進するため、加入推進部長を中心として、次の事業を行う。

- (1) 新農業者年金制度の普及と定着
- (2) 新農業者年金加入者の拡大及び目標（H22～H24、目標18人）の達成
- (3) 年金相談活動の充実
- (4) 新規受給者を対象とした研修会の開催

9 「全国農業新聞」等の普及拡大

系統組織が発行する「全国農業新聞」及び「全国農業図書」の普及拡大に努め、農業者への的確な情報提供活動を推進する。

10 農地等情報管理システムの補正整備

- (1) 電算化された農家基本台帳を農地移動等の都度、必要事項を補正し、農地の権利関係を的確に把握するとともに、農地・農家等に関する情報の管理・活用の効率化を図り、事務の迅速化に努める。
- (2) 農家基本台帳の効果的な活用により、安定稼働と事務の効率化を図るものとする。
- (3) 農地銀行活動事業や現地確認を要する業務等に地図情報システムを利用し、事務の効率化を図るものとする。

以上でございます。審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

21番（森山 昭委員）

4の（2）番で、農家及び市勢の発展などのところでこのままでいいのだろうかという確認です。農家及び市勢の発展とのそこの字がちょっと違うのではないかなと。

事務局（大坂事務局長）

市の勢いですので……

21番（森山 昭委員）

これでいいのか。

事務局（大坂事務局長）

住宅の造成活動ですとか、工業用地としての一面からも農用地区分の都市計画区域の利用区域とか、そういうものに対して誘導を図っていくという意味ととらえておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

21番（森山 昭委員）

これでいいのなら私いいのだけれども、これでいいのだから、違うのだから、それだけ聞きたいのです。

議長（野崎会長）

ただいまの質問ですが、市勢の発展などという文言なのだと思うのですが、局長が言われたように、やっぱり勢いというものを使った中でやっていかなければならないので

はないかなと思ひまして。そういうご理解お願いいたします。

ほかにございませんか。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、説明のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、異議ないものと認めます。

議長(野崎会長)

続きまして、人事案件として追加議案の日程についてお願い申し上げ、お諮りをいたしたいと思ひますが、議第6号『農業委員会委員の辞任同意願ひについて』の議事日程を追加したいと思ひまして、お諮りをいたします。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、異議なしという発言がございますので、議第6号を追加議案といたします。

(追加議案配付)

議長(野崎会長)

皆さん、議案書、行渡りましたでしょうか。

(「はい」の声あり。)

議長(野崎会長)

追加議案の議第6号『農業委員会委員の辞任同意願ひについて』を議題といたします。

なお、13番、武石委員、21番、森山委員は、農業委員会法第24条の規定に基づき議事参与の制限により、本議終了まで退席をお願いいたします。

(午前10時20分 13番武石栄二委員、21番森山 昭委員退席)

議長(野崎会長)

事務局、説明願ひます。

事務局(大坂事務局長)

それでは、議第6号『農業委員会委員の辞任同意願ひについて』ご説明申し上げます。

追加議案として配付いたしました議案をごらんいただきたいと思ひます。

平成24年5月25日付で13番、武石栄二委員、21番、森山昭委員から、一身上の都合により、三条市農業委員会委員を辞任したい旨の辞任同意願ひが提出されましたので、農業委員会等に関する法律第16条の規定により同意を求めるものであります。

なお、農業委員会の同意議決は、辞任申出者を除く出席委員の過半数の賛成によって行ふとあります。

委員が失職する時期は、選挙委員は農業委員会の同意があつたとき、選任委員は農業委員会の同意を得て、選任権者である市長に提出した辞表が受理されたときであります。

以上、よろしく審議のほどお願いいたします。

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

それでは、発言のある方、ご発言をお願いいたします。

発言がないようですので、お諮りいたします。議第6号につきましては、ただいま説明のとおり同意するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、異議ないものと認めます。

13番、武石委員、21番、森山委員の着席をお願いします。

(午前10時25分 13番武石栄二委員、21番森山 昭委員着席)

議長(野崎会長)

ただいま委員の皆様から同意をいただいたということでございますが、長年にわたり選任農業委員としてご指導いただきました武石委員、森山委員におかれまして、本日の総会を最後に任期を終えられることとなりました。

ここで一言あいさつをお願い申し上げたいと存じます。よろしく申し上げます。

13番、武石委員。

13番(武石栄二委員)

皆さん、おはようございます。私皆さんの仲間入りさせてもらって1年間でしたけれども、この厳しい三条市の農業情勢を踏まえ、一生懸命皆さんのご指導を仰いで来たわけですが、退任することになりました。三条市農業もますます厳しくなるんだと思いますけれども、引き続き農業発展のため皆さんのご尽力をより一層ご期待申し上げて、ごあいさつとさせていただきます。

大変ありがとうございました。(拍手)

議長(野崎会長)

続きまして、21番、森山委員さんをお願いします。

21番(森山 昭委員)

皆さん、おはようございます。私も2年前に議会推薦ということで皆様のお仲間にならせていただきました。そして、2年間皆さんと一緒に活動してきたわけですが、皆様方ご承知のとおり、本当にますます農業情勢、厳しくなってきました。

きょうすばらしい事業計画案が示されました。それに沿いまして、野崎会長、新体制のもと、皆さん一致団結して三条市農業発展のために頑張っていたきたいと思います。今回退任するわけですが、そのようをお願いいたしまして、一言御礼の言葉にかえさせていただきます。

大変どうもありがとうございました。(拍手)

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

それでは、辞任されます2委員につきましては、重ねて今までのご指導に感謝を申し上げ、退任されましても、今後ともお体に留意されまして、三条市農業の発展のために

ご尽力をいただきたいと存じます。長い間大変ありがとうございました。

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告いただいておりますので、省略をいたします。

議長（野崎会長）

続きまして、報第2号、報第4号、報第5号、報第6号を一括報告を願います。

事務局（大坂事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中で質問がございましたら、発言いただきたいと思います。

発言がないようですので、続いて報3号『正副部会長会議の結果報告について』事務局より報告願います。

事務局（大坂事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それで、私のほうから補足というのですか、正副調査部会の研修内容につきまして、そして今ほど説明がありました県外研修につきましては、4月の改選、それから5月と来ておるわけでございますので、ことしまでの任期の農業委員会のほうで一応こういう案でいったらどうかということで検討してくれという話を引き継いだという形でございますので、これは本来なら正副部会長あるいは農政対策部会で検討していただくべきところでございますが、日程の調整の関係、こういう形になりましたことをおわび申し上げます。

それと、いま一点なのですが、新人研修の内容につきましては後でお知らせいたしますが、県のほうよりまた後で連絡が来るかと思うのですが、一応私のほうから報告させていただきます。

来月の18日、農業委員会だより編集研修会が新潟土地改良会館でありますので、編集委員の方はぜひ参加していただければと思っておる次第でございます。

それと、農業者年金の推進会議が県のほうで7月に、まだ日程は決まっておりませんが、7月の中旬ごろを予定していると。今まで県外へ行って研修を行っていたわけなんです、ことしからは県内でしょうと、単独でしょうという形の中でやることになりました。県内2つに分けてやるという形をとっていくという形でございますので、農業者年金推進の方はぜひそこへ出席して話を聞いていただければと思っている次第でございます。

以上、今局長が説明された内容につきましてご質問がございましたら発言いただきたいと思います。

では、なければ、報告事項を終わりたいと思います。

そのほかに皆様のほうでご発言ございませんか。

第2調査部会長（8番刈屋一夫委員）

第2調査部会の開催のご案内を申し上げます。

日時は6月25日、場所は第2集会室。当初年間会議で計画した時間帯なのですが、9時になっていますが、午後3時に変更させていただきたいと思います。後日案内文を出しますので、よろしくご了承お願いいたします。

以上で終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございます。

第2調査部会は、6月25日の予定になっておりますし、なお来月の総会は29日に予定しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、長時間にわたってご審議いただきました案件はすべて終了いたしました。ありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午前10時40分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三条市農業委員会会長

---

議事録署名委員（ 2 番）

---

議事録署名委員（ 3 4 番）

---